

第 1 1 0 回徳島県都市計画審議会 会 議 録

日時 平成 2 9 年 3 月 2 4 日 (金) 午後 2 時～
場所 県庁 1 0 階 大会議室

第110回徳島県都市計画審議会

< 鍬田室長 >

失礼いたします。委員の皆さんおそろいですので、ただ今から第110回徳島県都市計画審議会を開催いたします。

私は、都市計画課、まちづくり創生担当室長しております、鍬田と申します。よろしくお願いいたします。

当審議会は、「徳島県都市計画審議会条例の第5条第1項の規定」によりまして、半数以上の出席をもって成立いたします。当審議会の委員定数は20名でございますので、ただ今ご出席をいただいております委員は、18名でございますので定足数を満たしておりますことを、まずもってご報告申し上げます。

続いて、ご発言の際のマイク使用について簡単にご説明いたします。

マイクはご発言の前に前のボタンを押して頂きまして、ご発言が終わりましたら、再度ボタンを押してくださるよう、よろしくお願いいたします。

報道関係者の方におかれましては、受付時に配布いたしました「報道関係者の皆様へ」と書かれた用紙を再度ご一読いただきまして、守っていただきますようお願いいたします。

特に、写真やビデオの撮影、録音につきましては、このあと行われる議案の審議に入る前までに限らせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、徳島県県土整備部の東村副部長よりご挨拶を申し上げます。

< 東村副部長 >

徳島県県土整備部副部長の東村でございます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、年度末の大変お忙しいところ、当審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろより都市計画をはじめ、県土整備行政の推進に対しまして格段のご理解とご協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしましてお礼を申し上げます。

ありがとうございます。

さて、当都市計画審議会でございますけれども、都市計画審議会は都市計画法、これは都市の健全な発展を目的としているものでございますけれども、都市計画法にもとづき設置されておるものでございます。

当審議会では徳島県が定める都市計画を御審議いただく機関で、例えば都市計画のマスタープランであったり、あるいは、区域区分と言って市街化区域と調整区域の線引き、あ

るいは、道路、公園、下水道、そういった都市施設を決定する。そういった際に調査・審議していただく機関でございます。

以前は、県内の市町村を含めて全ての審議案件をこちらで審議いただいていた訳なんですけれども、地方分権の流れの中で、市町村が定めるべき都市計画は、市町村の審議会で諮るということになりまして、近年では審議会の案件はかなり減ってきている状況ということで、今回も、前回の都市計画審議会を開催して、かなり間が空いております。

そういったなかで、20名の委員の中で、今回、16名の委員の方々が新たな顔ぶれとなっております。どうか皆様方にはよろしく申し上げます。

本日の議題でございますけれども、徳島東部都市計画道路の変更ということで、後程、担当の方から詳しく説明があると思いますが、委員の皆様方には、大所高所からのご審議のほどをよろしくお願ひいたしまして、はなはだ簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

< 鍬田室長 >

それでは、議事進行に入りたいと思います。なお、新しい会長が選出されるまでの議事進行は、谷本都市計画課長が務めさせていただきます。谷本課長よろしく申し上げます。

< 谷本課長 >

都市計画課長の谷本でございます。本日はよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。それでは、第110回徳島県都市計画審議会議案書の表紙をお開きください。「議事進行順序」に基づきまして、進めさせていただきます。

まず、2の報告第102号「委員の異動について」事務局より報告させていただきます。

< 鍬田室長 >

それでは、「委員の異動について」、ご報告を申し上げます。座って失礼いたします。

お手元の「議案書」の1ページ目をご覧いただきたいと思います。

なお、「条例・運営規則等」につきましては、別冊の「参考資料2」を、また、別添の「委員名簿」も合わせてご覧いただきますようお願いいたします。

それでは、報告第102号、「委員の異動について」でございます。上段に今回、新たにご就任いただきました委員のお名前を記載しております。

表記につきましては、各委員の区分ごとに50音順で記載しております。

まず、「学識経験者の委員」についてでございます。

「学識経験者の委員」の任期につきましては、「参考資料2」の1ページ目、「徳島県都市計画審議会条例第2条第3項の規定」により、2年間と定められておりますが、前回の審議会開催後、当審議会までに平成25年9月、平成27年9月付けで2回の委員の改選

とそれ以外に個別にご就任いただいている方もおりますので、ここでは、平成25年3月に開催した審議会以降に、ご就任いただきました方をご紹介します。

(以下、各委員の挨拶は省略)

まず、阿南工業高等学校の助教でございます池添委員、四国大学講師の近藤明子委員、県消費者協会副会長の佐野委員、本日欠席しておりますが建築士の清水委員、徳島県商工会議所連合会会長の中村委員、公認会計士の真鍋委員、前精神保健福祉士協会会長の美馬委員、徳島文理大学講師の三好委員でございます。この8名の方に、新しく委員にご就任をいただきました。

なお、大栗委員、近藤光男(あきお)委員、真田委員、鈴木亜佐美委員につきましては、引き続き「再任」ということで、よろしく願いいたします。

続きまして、「関係行政機関の職員の委員」についてでございます。農林水産省中国四国農政局長の坂井委員、徳島県警察本部長の鈴木委員、国土交通省四国地方整備局長の名波委員、以上3名の方々にご就任いただいております。

次に、「市町村長を代表する委員」につきましては、本日、ご欠席でございますけれども徳島市長の遠藤委員にご就任いただいております。

次に、「徳島県議会議員の委員」につきましては、井川委員、岩佐委員、岡委員の3名の方にご就任いただいております。

次に、「市町村議会を代表する委員」につきましては、徳島市議会議長の岸本委員にご就任いただいております。

「委員の異動について」の報告は、以上でございます。

<谷本課長>

それでは、続きまして3の「会長の選出」をお願いいたしたいと思っております。

「会長の選出」につきましては、「審議会条例第4条第1項」におきまして、「学識経験者の委員の互選によってこれを定める」と定められております。

このことにつきまして、お諮りしたいと思っておりますがいかがいたしましょうか。

(大栗委員 挙手)

<谷本課長>

大栗委員、お願いします。

<大栗委員>

これまでも会長をしていただいております徳島大学大学院教授の近藤光男(あきお)

委員は、都市計画に非常に造詣が深く、経験も豊富でございますので、引き続きまして会長をお願いしたいと思います。

<谷本課長>

ただ今、大栗委員から徳島大学大学院の近藤光男（あきお）委員を推挙するご発言がございました。いかがでございましょうか。

<各委員>

異議なし。

<谷本課長>

ただ今、近藤光男（あきお）委員さんの会長就任について異議なしというご賛同の声をいただきました。近藤光男（あきお）委員、引き続き会長をお受けいただけますでしょうか。

<近藤光男委員>

はい。

<谷本課長>

ありがとうございます。それでは、会長席の方にお移り願いたいと思います。

それでは、近藤会長、一言ご就任のご挨拶をいただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

<近藤会長>

徳島大学大学院の近藤でございます。

ただ今、委員の皆様からご推挙をいただきましたので、引き続き会長を務めさせていただきます。

私は、第103回の審議会から会長を務めさせていただいて、足かけ10年目になります。この数年は、さきほどありましたように、審議会の開催はありませんでしたが、会が開かれる度に、責任の重さを感じております。

これからも、この重責を果たせるように頑張っていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

<谷本課長>

ありがとうございました。

それでは「徳島県都市計画審議会及び常務委員会運営規則第5条」によりまして、「審議会の会議の議長は会長をもって充てる」となっております。

近藤会長、議事進行について、よろしくお願いいたします。

<近藤議長>

はい、分かりました。それでは、座って議事を進行させていただきます。議事次第でいいますと5番目から進めていきたいと思っております。

まず、「会長職務代理者の指名」ということでございます。これについて説明をよろしくお願いいたします。

<鍬田室長>

「会長職務代理者の指名」につきましては、「条例第4条第3項」で、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」と決められていますので、会長に「職務代理者の指名」をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

<近藤議長>

はい、分かりました。それでは、私の方から「会長職務代理者」を指名させていただきます。

「会長職務代理者」は、引き続き弁護士鈴木委員さんをお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

<鈴木委員>

一生懸命努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

<近藤議長>

よろしくお願いいたします。続きまして、議事の6番目でございます。

「常務委員の指名」ということでございますが、これについても規定の方、説明よろしく申し上げます。

<鍬田室長>

「常務委員」につきましては、「参考資料2」の2ページに書いてございます。「徳島県都市計画審議会条例第6条第1項」で、「審議会は常務委員会を置くことができる」とあり、第2項で常務委員は、「審議会の委任を受けその権限に属する事項で軽易なものを処理する」とされております。

第3項で常務委員は、「会長の指名した7人以内をもって組織する」と定められておりまして、この「常務委員会の委員」につきましては、「運営規則第15条第1項」で、すべての委員の中から指名されることとされております。

また、審議会の委任を受けて処理する軽易な内容については「運営規則第16条第1号から4号」に記載されております。

会長からは、この常務委員7名の指名をお願いいたします。

<近藤議長>

はい、分かりました。それでは、私の方から「常務委員の指名」をしたいと思っております。

都市計画審議会の定員は20名、そのうち「学識経験者の委員」は、12名ですので、「学識経験者」から4名、「関係行政機関」、「市町村長の代表」、「県議会議員」から、それぞれ1名ずつを指名をさせていただきたいと思っております。

最初に、「学識経験の委員」からは、僭越ではございますが、私と弁護士の鈴木委員さん、それから真田委員さん、三好委員さんをお願いいたします。

「関係行政機関の委員」は、県警本部の鈴木委員さんをお願いいたします。

続いて「市町村長の代表」として、徳島市長の遠藤委員さんをお願いしたいと思っております。

最後に「県議会議員の委員」からは、岡委員さんをお願いしたいと思っております。

以上、7名を「常務委員」として指名いたします。どうぞよろしく申し上げます。

<近藤議長>

それでは常務委員の指名が終わりましたので、本日の会議に関することとさせていただきますが、「会議録署名者の指名」をさせていただきたいと思っております。

これについても説明をよろしく申し上げます。

<鍬田室長>

「会議録署名者」につきましては、「運営規則第14条」で、「会議録に署名する委員は2人とし、議長が会議の初めにおいて指名する」となっておりますので、会長よりその指名をお願いいたします。

<近藤議長>

はい、分かりました。それでは、2名の方を指名させていただきます。

美馬委員さん、それから近藤明子委員さん、よろしく申し上げます。

<近藤議長>

それでは、これから議案の審議に入っていきたいと思っております。

報道関係者の方がいらっしゃるので、それでは、これから議案の審議に入りますが、冒頭、事務局から説明がありましたように、報道関係者による写真やビデオの撮影、録音などは「議案の審議に入るまで」となっておりますので、写真やビデオ撮影などはここまでということで、以後、ご遠慮願います。よろしくお願いいたします。

それでは今日の議題でございます、「議第513号」、この1件です。

徳島東部都市計画道路の変更についてです。

議案の内容について、事務局から説明をお願いします。

<谷本課長>

それでは、「議第513号」、徳島東部都市計画道路の変更について、ご説明させていただきます。座って説明いたします。

この案件の関連資料といたしましては、「議案書」の4ページから「議第513号」の説明書がございます。参考といたしまして、右肩に「参考資料1」とある資料がございます。説明に際しましては、適宜、「議案書」「参考資料」「スクリーン」をご参照いただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

では、今回の主な変更箇所・変更理由及び都市計画の変更に係る手続き等につきまして、ご説明させていただきます。

この度、ご審議いただく路線は、都市計画道路「阿南鳴門線」それと「川内線」の2路線でございます。

この2路線は、四国横断自動車道と呼ばれており、四国8の字ネットワークを形成しまして、本県における経済、産業の発展、観光振興はもとより、安全・安心の確保に重要な役割を果たす、まさに命の道となる大変重要な道路でございます。

議案書の6ページ総括図をご覧ください。

阿南鳴門線は、起点が阿南市福井町小野、終点が鳴門市大津町大代字西口、また、川内線は、起点が徳島市川内町富久、終点が徳島市川内町鈴江東とした自動車専用道路でありまして、構造規格としては1種2級、車線数は4車線、道路幅員は23.5m、設計速度は時速100kmとなっております。

この度、変更する区間は、阿南鳴門線では、徳島東インターチェンジから鳴門ジャンクションまで、また、川内線につきましては、徳島インターチェンジから徳島ジャンクションの区間であり、両区間とも西日本高速道路(株)が事業を実施しております。

まず、主な変更箇所について、議案書の7ページから図面が付いております。

凡例にもありますように、既決定区域は灰色、今回削除される部分は黄色、追加される部分は赤色で示しています。

また、図面は、この度の変更区間の起点側、つまり徳島東インターチェンジから終点側鳴門ジャンクションへ向かう方向で添付しております。

従いまして、図面を横向きで見たときの右側が南方向となっておりますが、9ページと14ページは全体を見やすくするため、下側を南側としております。

まず、全体を通じての変更理由としましては、事業者である西日本高速道路(株)が、平成6年度の都市計画決定をもとに計画を進めておりましたが、現地着手時に行った地形測量や土質調査に基づく設計条件の変更、また、地元との設計協議によりまして、経済性、施行性、利便性を考慮して詳細検討を行った結果でございます。

主な変更箇所は、大きく分けて4つほどあります。

スクリーンの左から順番に鳴門ジャンクション、松茂スマートインターチェンジ、徳島ジャンクション、料金所、この4つが大きな変更箇所でございます。

まず、①の鳴門ジャンクションにつきましては、先行整備した高松自動車道の施行実績や土質調査に基づき、安定性や経済性の観点から比較検討を行った結果、山切り部の切土法面勾配をゆるくしています。また、経済性の観点からジャンクションの構造を見直しておりまして、コンパクトな形状に変更したことによります。

次に、②松茂スマートインターチェンジでございます。平成6年度の都市計画決定当時には、松茂スマートインターチェンジの計画はございませんでした。

しかしながら、高速道路と空港を直結し利便性を高めるため整備を行っております。そのため、今後とも都市計画道路と一体の施設として、その機能を確保する必要があることから、この度、都市計画区域に追加するものです。

③徳島ジャンクションでございます。都市計画決定時、鳴門ジャンクションから小松島インターチェンジ方向を主方向とした形状で徳島ジャンクションが計画されておりました。

その後、供用済みでありました、徳島自動車道から本四高速を結ぶ徳島インターチェンジから鳴門ジャンクション間を先行整備するため、こちらを主方向とする形状に変更したことによって変更が生じております。

また、鳴門ジャンクション同様、ジャンクションの構造を見直しましてコンパクトな形状に変更したことによります。

④料金所の施設付近でございます。こちらも都市計画決定時、阿南鳴門線は全区間有料道路で計画しておりました。

その後、徳島東インターチェンジから以南が新直轄方式による無料の高速道路として整備されることになり、南方向への料金所が不要となり、平成19年と平成20年に都市計画変更を行っております。

その後、西日本高速道路(株)におきまして、料金所施設の位置について再検討した結果、吉野川の左岸側になりますけれども、この位置に料金所を設置することに決定したため、この度、追加するものです。

以上の変更理由等を反映した計画書を、議案書の4ページから5ページに、また、計画書の変更箇所につきましては、「参考資料1」の1ページから4ページに新旧対照表を付け

ており、赤文字の部分が今回変更になった箇所でございます。

次に、都市計画の変更に係る手続きについてご説明いたします。

「参考資料1」の7ページに都市計画の変更の手続きのフロー図を、また、8ページには、この手続きの詳細な概要を取りまとめております。8ページをお願いします。

昨年12月12日から12月15日にかけて、鳴門市役所を皮切りに、計4箇所で、変更素案の説明会を実施しております。延べ11名の方にご参加いただいております。

また、県及び関係市町の窓口におきまして、12月9日から12月26日までの間、素案を縦覧し、3名の方が閲覧されております。

その後、住民の方々に公開の場で、ご意見をいただく公聴会を1月11日に開催する予定でしたが、申し出が無かったことから公聴会は開催しておりません。

さらに、都市計画の案を作成しまして、国土交通大臣へ事前協議書を提出しましたところ、3月15日付けで「異議なし」との回答をいただいております。

また、県及び関係市町の窓口におきまして、2月10日から2月24日までの間、案を縦覧し、1名の方が閲覧されましたが、意見書の提出はありませんでした。

本日、ご提示しております案につきましては、関係市町へ意見照会したところ、全ての市町から「異議無し」「意見なし」との回答をいただいております。

以上、簡単ではございますが、「議第513号」の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

<近藤議長>

はい、ありがとうございました。

ただいま、「議第513号」について説明がありました。

ただ今の説明について、皆さんからご質問、ご意見をいただきたいと思いますと思いますが、真鍋委員につきましては、前もって途中退席となると伺っております。

また、事前に議案書を見た上で、この変更案に対してご意見はないと伺っておりますので、これにてご退席いただきます。ありがとうございました。

<真鍋委員 退席>

<近藤議長>

それでは、委員の皆さん、今の説明について、質問がありましたらお受けします。

<近藤明子委員>

質問ではないんですけども、確認をさせてください。どこの箇所も効率的にするということと、あとは、安全・安心を確保するというところで進んでいるかと思っております。それと、

現状に沿った形で変更が行われるものと思います。

今、説明いただきました中で、「参考資料1」の8ページで、住民の方々、関係の方々から、ご意見うかがう機会を何度も設けていただいて、計11名に来ていただいたり、質疑なしというところもありますが参加していただいたり。

その中で、何か「不都合があるよ」というようなご意見はなかったのかというところの確認をお願いいたします。

<谷本課長>

素案の説明会を12月12日から15日に4日間かけてやったんですけど、11名の方に参加いただいたんですが、ご意見はございませんでした。どういったスケジュールで進めるのかという意見はありましたが、具体的なこれはおかしいというような発言はございませんでした。以上でございます。

<近藤議長>

ありがとうございました。そのほかございましたらお願いします。

<真田委員>

一応確認なんですけれども、先程、前のほうで説明いただいた箇所と図面の場所がよくわからないのでそれを教えていただけますか。

<谷本課長>

まずは、①鳴門ジャンクションから。これにつきましては議案書の14ページになります。赤色が今回追加、法面勾配を緩くし、コンパクトにジャンクションを見直したということで赤が追加となっております。

続きまして、②松茂スマートインターチェンジにつきましては、議案書の12ページ。ここにある赤色のところが松茂PAとスマートインターチェンジを両方合わせたような形で今回追加しております。

続きまして、③徳島ジャンクションにつきましては、議案書9ページ。こちら主方向を変えたと言うことで、赤色の方に変更になっております。

最後に、④の料金所。これは議案書の8ページ。赤色部分のところに料金所が新たにできるということで、今回、追加するという状況でございます。以上でございます。

<真田委員>

ありがとうございます。

<近藤議長>

はい、皆さんよろしいでしょうか。それぞれ少し見にくいところもありますが、ご了解いただいたでしょうか。よろしいでしょうか。

特に質問もないようなので、この議案について採決を行いたいと思います。それでは「議第513号」について、付議内容のとおり変更することが適当であると議決してよろしゅうございますか。

<各委員>

異議なし。

<近藤議長>

ありがとうございました。

皆さんから異議なしとの声が出ましたので、この「議第513号」については、そのように議決をしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、今日は議案1件でございましたので、審議については、これで終了とさせていただきます。事務局からその他に何かございましたらお願いします。

<谷本課長>

議題ではございませんが、9番、その他ということで、皆様方にお知らせしたいことがございますので、よろしいでしょうか。

<近藤議長>

はい。

<谷本課長>

内容としましては、来年度、見直しを予定しております、「徳島東部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」の見直しの概要とスケジュールについてでございます。事務局の方からご説明させていただきます。

<鍬田室長>

失礼いたします。来年度からパブリックコメントを皮切りに、都市計画決定の手続きを行うことを予定しております「徳島東部都市計画区域のマスタープラン」の見直しについて、ご説明させていただきます。

「参考資料3」をご覧ください。座って失礼いたします。

1ページ目でございますけれども、上段のほうでございます。

まず最初に、都市計画区域と区域区分についてでございます。イメージ図により説明します。

まず、都市計画区域でございますけれども、中心市街地から山林や農地など、人の動きや都市の発展の見通しや地形などから一体の都市として捉える必要がある区域で、上の青い線の下側の範囲を都市計画区域と定めます。

次に、区域区分、線引きでございますけれども、無秩序にまちが拡散しないように、一定のルールに基づき建物の建築等を制限するものでございまして、市街化を促進する「市街化区域」と、市街化を抑制する「市街化調整区域」に分けております。

オレンジの破線の上側が「市街化調整区域」、下側が「市街化区域」、こういった区域区分をしております。

続きまして、下の方をごらんいただきたいと思えます。

徳島東部都市計画区域の図面が入っております。

少し小さくて見にくいですがけれども、赤い実線の右側が徳島市を中心とする5市3町で構成された都市計画区域でございます。

この区域の中で色を塗っている部分が「市街化区域」、白い部分が「市街化調整区域」でございます。

続きまして、もう1ページ開いていただきたいと思えます。

上の段で、都市計画区域マスタープランについてご説明させていただきます。

都市計画区域における一体的な都市としての将来像、その実現に向けた大きな道筋を明確にすることで、都市計画の基本的な方向を示すのものでございまして、都市計画法第6条の2では、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と言われております。

マスタープランに定める内容でございますけれども、まず、目標年次とか基本理念、市街地像などの「都市計画の目標」、「区域区分（線引き）の決定方針」、また、土地利用や都市施設などの「主要な都市計画の決定の方針」などを定めることが都市計画法により規定されています。

都市計画区域マスタープランの変更と同時に、今回、線引きの出し入れの見直しも行う予定にしております。

続きまして下の方でございますけれども、今回、改正いたします都市計画区域マスタープラン（素案）について、ご説明いたします。

まず、近年の「人口減少の加速」、「高齢化の進行」、「中心市街地の空洞化」といった課題を解決するためには、「市街地における土地利用の方針」を充実いたしまして「コンパクトシティの形成」に努めるものでございます。

続きまして、右の方のページの上段のほうで、切迫する「南海トラフや中央構造線・活断層を震源とする地震発生の恐れ」また「深刻な浸水・土砂災害の被害」に対する防災・減災対策を図るために、「都市防災に関する方針」を充実いたしまして、「安全で安心して

暮らせる都市づくり」を推進するということでございます。

続きまして下の方、スケジュールでございますけれども、平成12年の法改正で、全ての都市計画区域で策定義務が発生いたしました。

そこで徳島県としましては、平成16年5月に当初策定しております。

以後、大きな変更は1回ですが、合計3回の改正を行っております、平成25年から新たな見直しに着手しております。

これまでの4年間、都市計画基礎調査・分析調査の実施、国土交通省などの関係機関の調整を経て、平成29度中に都市計画決定することとしております。

平成29年度中の本都市計画審議会に付議いたしたいと考えておりますので、各委員の皆様には、その際、ご審議のほどよろしく願いいたします。報告は以上になります。

<近藤議長>

はい、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして議案の審議、その他の報告について、全て終了いたしました。

これをもちまして、進行を事務局にお返ししたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<東村副部長>

閉会にあたりまして最後に、一言お礼申し上げます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ご審議を賜り、また承認をいただきまして本当にありがとうございました。

そして来年度もということで、本日、ご案内のとおり「都市計画区域マスタープラン」の見直しという大きな案件がございます。

事務局としても、必要な手続きにできるだけ早期に着手して、早く皆様にご審議いただけるよう努力してまいりたいと考えております。

委員各位におかれまして、今後ともよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

<鍬田室長>

それでは、これをもちまして、第110回徳島県都市計画審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

—以上—